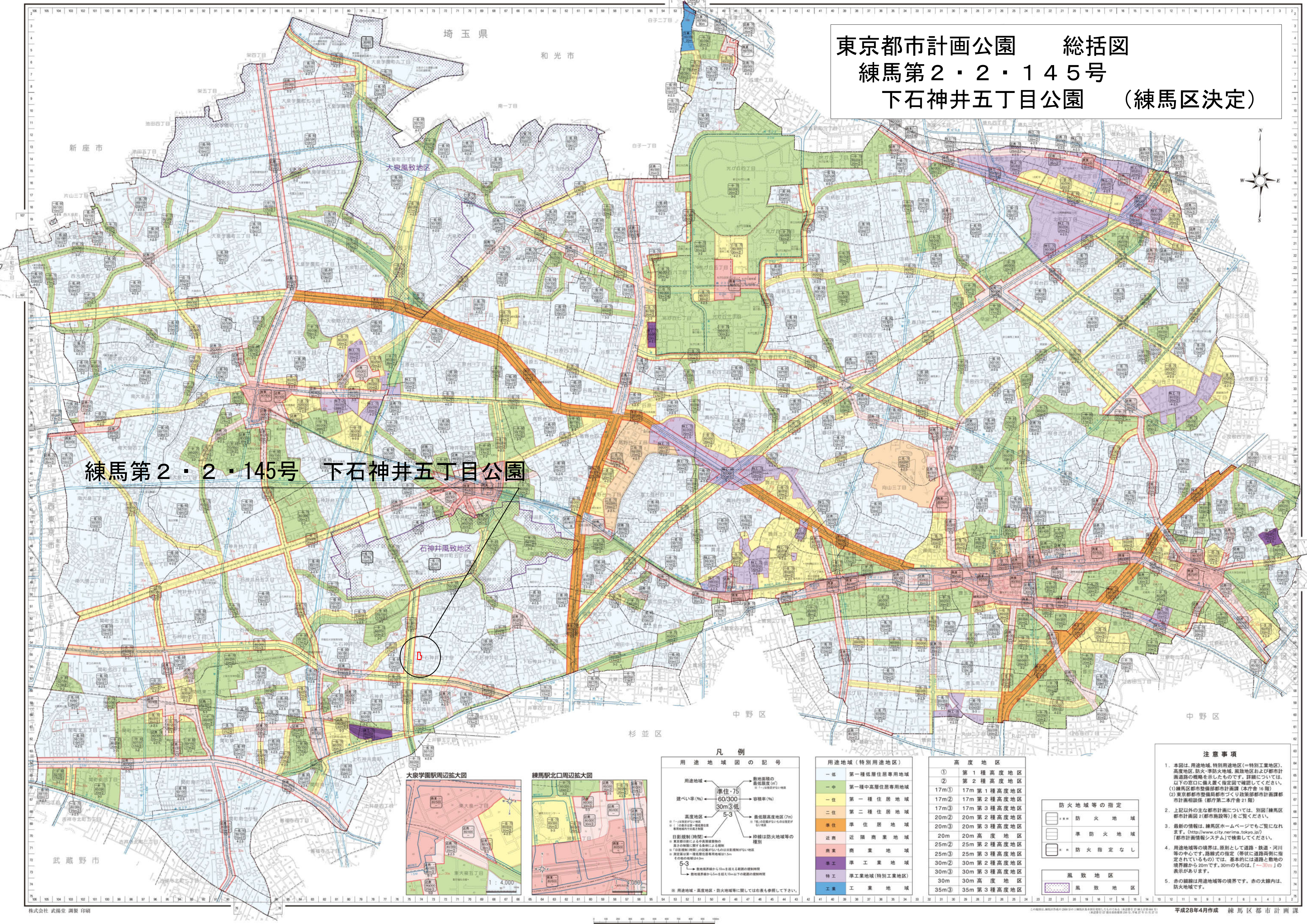


# 東京都市計画公園 総括図

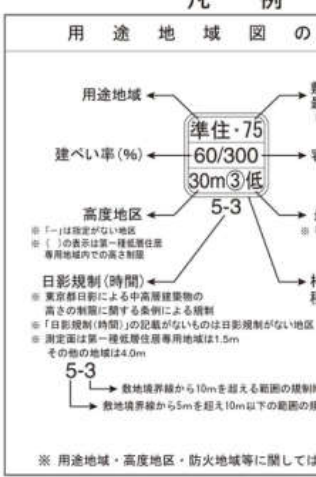
## 練馬第2・2・145号

### 下石神井五丁目公園 (練馬区決定)



練馬第2・2・145号 下石神井五丁目公園

石神井風致地区



#### 用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

#### 高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区



- #### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指図書で確認ください。(http://www.city.nerima.tokyo.jp/)「都市計画情報システム」で検索してください。
  - 上記以外の主要な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(http://www.city.nerima.tokyo.jp/)「都市計画情報システム」で検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(形状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「1-30m」の表示があります。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。